

大阪市規則第3号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第1（第2条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

施設の種類	名称	位置
[同左]		
荷役機械	30.5トン重量物用橋型 起重機中ふ頭第1号	大阪市住之江区南港中7丁目地先
	30.5トン重量物用橋型 起重機中ふ頭第2号	同上
	30.5トン重量物用橋型 起重機中ふ頭第3号	同上
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第1 別紙2]

施設の種類	名称	位置
[略]		
荷役機械	30.5トン重量物用橋型 起重機中ふ頭第3号	大阪市住之江区南港中7丁目地先
	[略]	[略]
[略]		